

令和4年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和4年4月21日（木） 16時00分開会
17時10分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	中 豊司	教育部長	山下 聖和
総務課長	小村 真二	学校整備室長	岩坪 秀樹
施設課長	矢崎 順一	文化財課長	圖師 みゆき
美術館副館長	池田 雅光	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	佐土原 隆	学校教育課長	中村 武司
学校ICT推進センター所長	木田 博	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	吉元 利裕	生涯学習課長	山下 久美子
少年自然の家所長	西國原 学	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	黒木 浩幸	総務課専門員	梶山 寛之
-------	-------	--------	-------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱
又は任命について〕
 - 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱につ
いて〕
 - 定第 8 号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件
 - 定第 9 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 10 号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件
 - 定第 11 号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件
- 6 報告事項
 - (1) 新 1 年生見学パスポートについて
 - (2) 桜島地域における小中一貫教育の取組状況について
 - (3) 学校施設の耐震化完了について
 - (4) 陳情第 13 号「学生の部活動等における根拠・効果が不透明な活動停止に反対す
ることについて」に対する教育委員会の見解について
 - (5) ソフトバンク株式会社との連携協定の締結について
 - (6) 市立小学校におけるいじめの重大事態について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

事務局 議案審査を行う前に、3月31日をもって退任された杉元教育長の後任として、4月1日付けで原之園教育長が就任されましたので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

教育長 皆さん、こんにちは。着任して色々なことがあるとお聞きしております。生きている人間、子供たち、あるいは職員を相手にしているので、色々あるのが当たり前だと思っておりますが、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、どんどんご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、4月1日付で異動がありました職員をご紹介します。前から1列目、教育部長の山下 聖和（やました せいわ）です。山下部長は学校教育課長からの昇任でございます。続いて2列目、令和4年度の組織整備により新設されました、学校整備室室長の岩坪 秀樹（いわつぼ ひでき）です。次に、学校教育課長の中村 武司（なかむら たけし）です。続いて3列目、図書館副館長の小城 裕子（こじょう ゆうこ）です。続いて、青少年課長の吉元 利裕（よしもと としひろ）です。生涯学習課長の山下 久美子（やました くみこ）です。山下課長は生涯学習課主幹からの昇任でございます。最後に私、総務課企画調整係長の黒木 浩幸（くろき ひろゆき）です。よろしくお願いいたします。職員の紹介は以上です。なお、本日は、委員の皆様の机上にタブレット端末を配置させていただきました。議案書及び報告事項関係資料データをタブレット端末画面上でご確認いただくこともできますので、ぜひご活用いただければと思います。なお、大型モニターについては、後ほど報告事項（5）の補足で使用する予定です。事務局からは以上です。

1 開会

教育長 ただいまから、令和4年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は小栗委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、桃木野委員と立元委員にお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する11の議案及び6つの報告事項のうち、定第1～9号議案は人事・人選等に関する案件、報告事項（4）及び（5）は意思形成過程の案件、報告事項（6）は個人情報の保護を要する案件でございますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

定第8号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について〕

承認

定第9号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第7号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

- (4) 陳情第13号「学生の部活動等における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて」に対する教育委員会の見解について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- (5) ソフトバンク株式会社との連携協定の締結について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- (6) 市立小学校におけるいじめの重大事態について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

定第 10 号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

原案可決

教育長 定第 10 号議案について、文化財課長、説明をお願いします。

事務局（文化財課長） 議案綴りの 34 ページをお願いします。定第 10 号議案、鹿児島市指定文化財の指定に関する件について、ご説明します。鹿児島市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、「清泉寺跡」および「安藤照作 西郷隆盛銅像」を市指定文化財に指定しようとするものです。まず、1 つ目の「清泉寺跡」ですが、種別は記念物の史跡で、所在地は下福元町 6895 番地、所有者は個人で、指定範囲は後ほど説明します。2 つ目の「安藤照作 西郷隆盛銅像」についてですが、種別は、有形文化財の彫刻で、所在地は、鹿児島市城山町 4、所有者は鹿児島市です。35 ページをお願いします。市文化財審議会からの 3 月 24 日付けの答申文の写しで、「清泉寺跡」及び「安藤照作 西郷隆盛銅像」を市指定文化財に指定することについては、適当であると認める旨の答申をいただいたところです。なお、「西郷隆盛銅像」については、銅像とその台座（台石）を指定するように意見が付されております。この台石は、根占の海岸に見られる花崗岩で、幾何学的な切り石や磨いた石は西郷にふさわしくないと考えた安藤が、根占海岸の自然石を使いたいと考え、わざわざ運んできたものになります。なお根占は、西郷隆盛が薩摩に帰ってきてから、狩りを楽しむために、好んで訪れていた地です。36 ページをお願いします。清泉寺跡の指定範囲ですが、指定範囲図にあるように、今回は、清泉寺跡と推定される赤線の範囲のうち、指定の同意が得られた緑色の部分のみの指定を考えております。その他の範囲については、今後も、所有者との協議を続け、同意が得られれば、追加での指定を考えております。37 ページをお願いします。「清泉寺跡」の概要ですが、「清泉寺」は中世前期に創建され、15 世紀前期に川辺寶福寺の末寺として再興されました。それ以降、曹洞宗寺院として、明治 2 年の廃仏毀釈により廃寺になるまで、数多くの石造物が造られ続けており、その後の若干の改変はあるものの、廃寺の時点の様子をかなり良好な状態で残しております。下の写真をご覧ください。左下の島津大和守久章墓の五輪塔は、元禄 14 年に建立されたと言われ、県下最大規模のものです。また、垂水の新城島津家との関係を示す遺物も発掘調査で確認されており、市指定文化財として十分な価値を有していることから、指定したいと考えております。38 ページをお願いします。「安藤照作 西郷隆盛銅像」の概要ですが、作者の安藤照は、明治 25 年に鹿児島市で生まれ、鹿児島二中を経て、東京美術学校彫刻科に入学、在学中に帝国美術院展覧会に入選、その後も連続して特選になるなど、目覚ましい活躍をしております。下の写真をご覧ください。昭和 12 年に制作された西郷隆盛銅像は、恰幅の良い西郷の体型を、陸軍大将の軍服姿で表現して

おります。写実的人体表現を基本としながら、鹿児島における西郷隆盛観を象徴的に表現した作品です。6メートル近い像の制作は、相当な大事業であったと推察でき、安藤の力量の限りを尽くした傑作であり、市指定文化財として十分な価値を有していることから、指定したいと考えております。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございませんか。

教育長 なければ、定第10号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。



定第11号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

原案可決

教育長 定第11号議案について、引き続き、文化財課長、説明をお願いします。

事務局(文化財課長) 議案綴りの39ページをお願いします。定第11号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件について、ご説明します。40、41ページをお願いします。文化財審議会の答申を受け、市指定記念物(史跡)「西郷隆盛終焉の地」及び「心岳寺跡」の現状変更について、市文化財保護条例に基づき、条件を付して許可しようとするものです。42ページをお願いします。市文化財審議会からの3月24日付けの答申文の写しで、「西郷隆盛終焉の地」および「心岳寺跡」の現状変更については、条件を付して許可することが適当であると認める旨の答申をいただいたところです。なお、付された条件ですが、共通のものとしては、1の「現状変更にあたっては、申請書の記載事項を遵守すること」、2の「工事に際しては、鹿児島市教育委員会文化財課職員の立会いを求めること」、3の「遺構の保存に十分配慮し、施工すること」の3つを、「西郷隆盛終焉の地」については、4の「撤去した石堀等については、保管を検討すること」、また「樹木の移設にあたっては、樹木医等の意見を聞いた上で、鹿児島市教育委員会文化財課と協議すること」です。また、「心岳寺跡」については、5の「施工する保護シートの色調について、鹿児島市教育委員会文化財課と協議すること」です。43ページは、「西郷隆盛終焉の地」の現状変更の概要ですが、「西郷隆盛終焉の地」は、昭和49年3月に本市の史跡として指定され、場所は城山町です。明治10年9月24日、西南戦争の終末にあたり、西郷隆盛以下、西郷に従った幹部が自刃ないしは戦死した地として、貴重な史跡で、今回、倒壊の恐れがあった石堀の改修工事等を行うものです。44ページは、「心岳寺跡」の現状変更の概要ですが、「心岳寺跡」は、平成12年10月に本市の史跡として指定され、場所は吉野町です。島津家第15代貴久の三男歳久を弔うために、慶長4年、兄義久によって福昌寺の末寺として創建されたもので、今回、水路の改修工事を行うものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はございませんか。

教育長 他になければ、定第11号議案については原案どおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 新1年生見学パスポートについて

教育長 報告事項(1)について、管理部長、説明をお願いします。

事務局(管理部長) 議案綴りの45ページをお開きください。新1年生見学パスポートについてご説明します。これは、平成10年度から始めた制度で、趣旨は、新1年生の入学を祝うとともに、早い機会に子どもたちの自然・科学・文化・美術・歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう、入館料を免除するもので、対象施設は、記載の13施設です。パスポートの有効期限は4月1日から8月31日までで、対象者は約5,600人となっております。以上です。

教育長 この件に関しまして、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 桜島地域における小中一貫教育の取組状況について

教育長 報告事項(2)について、学校整備室長、説明をお願いします。

事務局(学校整備室長) 報告事項関係資料(2)をご覧ください。桜島地域における小中一貫教育については、1の概要にありますとおり、令和4年3月に義務教育学校の設置を決定し、4月から学識経験者や地域代表、保護者代表で構成される「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」において、基本構想の骨子について協議中です。今後、同検討委員会において基本構想案を策定、教育委員会で決定したのち、基本・実施設計を行い、令和8年度4月の開校に向けて整備を進めてまいります。2の経緯ですが、令和4年3月22日に義務教育学校の設置を決定し、4月には「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」を設置、4月13日に教育委員会内の「桜島地域における小中一貫教育検討会」を開催し、4月18日に第1回の「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」を開催しました。3の今後のスケジュールですが、4月から6

月にかけて基本構想を策定したのち、市議会へ報告します。その後7月から、公募型プロポーザルによる基本・実施設計業務を行います。4の全体のスケジュールとしては、今年度から5年度にかけて基本・実施設計を行い、令和6年から7年度にかけて建設工事、令和8年の4月に供用開始を考えております。参考として「桜島地域における義務教育学校整備検討委員会」の委員名簿を掲載しております。また、整備検討委員会で協議中の基本構想の骨子につきましても添付しておりますのでご覧ください。以上です。

教育長 この件に関しまして、何かご質問ございますか。

委員 小中一貫教育にすることで、何を特色としてアピールしていくのか教えてください。

事務局（教育部長） どこにも無いような魅力あふれる、桜島を学べる、そんな学校を作りたいと思っており、特色ある教育活動が一番の売りとなると考えております。具体は今から作っていきますが、それができうる校舎を作って、そして中身をしっかり整えていく、そのように考えております。

委員 桜島の子どもたちが一堂に会する学校になるわけですが、障害のある子どもたちも一緒に包含して、その中で魅力のある学校を作っていくということになると思いますし、コミュニティ協議会とかPTAとかみんなが一丸となってやっていくわけですから、少し時間をかけてでも、どんな学校を作っていくか、じっくりしっかりと意見の共有を図っていただきたい。基本構想の骨子には障害を持った子供の対応だとかについては記載がないようですので、これからそこもしっかり考えていただいて、また教えていただきたいと思います。

事務局（管理部長） これまで2回ほど説明会を行い、桜島の学園の方も参加していただいて、こういう学校ができるということはお存じです。障害を持った方も一緒になって教育することが、新しい学校にとっても必要なことだと、そういった面も含めた学校経営をやっていく必要があると考えております。

教育長 他にございませんでしょうか。

（なしの声あり）

教育長 それでは、次の報告事項に移らせていただきます。



(3) 学校施設の耐震化完了について

教育長 報告事項（3）について、施設課長、説明をお願いします。

事務局（施設課長） 報告事項関係資料（3）をご覧ください。令和3年度に、学校施設の中で耐震性が不足していた渡り廊下の耐震補強工事を実施し、耐震化を完了しました。昭和56年以前の旧耐震基準で建設された、鉄筋コンクリート造の、非木造の渡り廊下で、階数が2階以上、または、床面積の合計が200平方メートルを超える建築物は、耐震診断を行う対象施設となっているところで、これらの条件に該当する施設は、市内の小中学校で12棟、中学校で10棟、合

計で22棟です。対象施設の耐震診断の結果、補強不要だったものが小中学校それぞれ9棟ございまして、補強が必要と判定されたものが、小学校で3棟、中学校で1棟あったことから、耐震化を行い、完了したところでございます。下の方に学校別耐震化状況とありますが、例えば小学校の3棟は、令和3年度補強工事完了の坂元小、南小の①②、南小については、2つ渡り廊下が該当するものがあったことから、このような表記になっております。中学校については、喜入中の1棟の渡り廊下が耐震補強の必要があったものです。今後の対応としましては、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、今回行った耐震診断結果をホームページに公表する予定としております。なお、校舎と屋内運動場については、平成23年度に完了しているところです。以上です。

教育長 この件に関しまして、何かご質問ございますか。
(なしの声あり)



7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の日程についてご連絡します。次回の教育委員会定例会は、5月20日(金)10時からを予定しております。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】